

建設関係業界団体との意見交換を踏まえた 取組み成果を公表します！

鉄道・運輸機構(JR TT)では、受注者との連携・協働をより良いものにし、双方が効率的に業務を遂行できるように具体策を持って取組むことで、事業の円滑な推進に繋げるよう、例年、建設関係業界団体(以下、業界団体)との意見交換会を実施しております。

今回、下記及び別添のとおり取り組んだ成果を取りまとめ、公表致します。

<令和3年度意見交換会実施状況>

令和3年度 JR TT 本社における業界団体との意見交換会実施状況は以下の通りとなります。なお、JR TT 地方機関においても別途意見交換会を実施しております。

日時	業界団体名称
令和3年10月7日(木)	建設コンサルタンツ協会 鉄道専門委員会
令和3年11月17日(水)	日本建設業連合会
令和4年2月22日(火)	プレストレスト・コンクリート建設業協会
令和4年3月10日(木)	日本橋梁建設協会

<取組み成果>

意見交換を踏まえた近年の成果は下記の通りです。今後についても、各種取組みを進めてまいります。

①建設業の担い手確保に資する入札・契約制度の導入及び推進

- JR TTにおいて今後発注する土木本体工事は週休2日制を基本とします。
- 建設キャリアアップシステム、労務費見積り尊重宣言に関するモデル工事について制度化・導入致しました。(別添 P1)

②入札・契約制度等における負担軽減

- 技術提案数を14項目から10項目に低減致しました。(別添 P2)
- 契約書類に綴じる書類を省略致しました。(別添 P3)
- ECI方式について制度化・導入致しました。([HPリンク①](#)、[HPリンク②](#))
- 概算数量発注方式を制度化致しました。([HPリンク](#))
- 発注見通し詳細版を公表致しました。([HPリンク](#))

③業務簡素化、ICTの推進

- 工事写真の一部を省略致しました。(別添 P4)
- 書類の電子化を推進致しました。(別添 P5)
- ICT推進チームを設置し、遠隔臨場の導入推進を図ります。(HPリンク)
- ICT活用工事、BIM/CIM 活用工事について制度化致しました。(別添 P6)

④その他の取組み

- 設計変更協議打合せ簿の作成について徹底致しました。(別添 P7)
- 条件明示チェックリストを策定致しました。(別添 P8)
- 橋面工図面の取扱い方を明文化致しました。(別添 P9)
- 特例監理技術者制度を導入致しました。(別添 P10)
- 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)を導入致しました。(別添 P11)

<本件に関するお問合せ先>

技術企画部 技術企画課 TEL 045-222-9063

担当 : 田中、末原

鉄道・運輸機構における取組み紹介①

■働き方改革に関するモデル工事について制度化しました！！

○「労務費見積り尊重宣言※」促進モデル工事

適用日：令和3年1月1日以降に公告するもの

対象工事：「土木」「鉄骨鉄けた」又は「プレストレストコンクリート」

※労務費見積り尊重宣言とは・・・

建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んでいる法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを尊重する日建連の取組み

○CCUS義務化モデル工事、CCUS活用推奨モデル工事

適用日：令和3年4月1日以降に入札手続きを開始するもの

対象工事：「CCUS義務化モデル工事」 ⇒ 一般土木工事のうち、WTO対象工事

「CCUS活用推奨モデル工事」 ⇒ 一般土木工事

	入札契約時におけるインセンティブ	工事成績への反映	その他
労務費見積り尊重宣言促進モデル工事	総合評価方式における技術評価において 加点	見積書に労務費が内訳明示されていない場合⇒ 減点	—
CCUS義務化モデル工事	—	目標値達成⇒ 加点 最低値未達⇒ 減点	ICカードリーダ及び日々の現場利用料を 機構で負担
CCUS活用推奨モデル工事	—	目標値達成⇒ 加点	ICカードリーダ及び日々の現場利用料を 機構で負担

定期的に地方機関に対して取組み状況についてフォローアップ致します。

鉄道・運輸機構における取組み紹介②

■ 工事発注業務の簡素化のため、技術提案項目数を低減しました！！

- 令和3年3月19日付「総合評価方式における技術提案の簡素化に係る運用について（通知）」により
 技術提案項目数をこれまでの上限14項目 ⇒ 上限10項目に低減いたしました。
- 対象工事種類：「土木」「プレストレストコンクリート」「鉄骨鉄けた」及び「建築」
- 適用日：令和3年4月1日以降入札手続きを開始する案件
- 具体的には以下表の通りとなります。

	工事全般の具体的な施工計画	工事目的物の性能、機能の向上に関する事項	社会的要請への対応に関する事項
これまで	1項目 4提案以内	2項目 8提案以内	1項目 2提案以内
今後の発注工事について	1項目 <u>4</u> 提案以内 (1項目 <u>3</u> 提案以内)	2項目 <u>6</u> 提案以内	(1項目 <u>1</u> 提案以内)

※（ ）内は「社会的要請への対応に関する事項」を求める場合

鉄道・運輸機構における取組み紹介③

■発注事務簡素化のため、従来契約書に綴じていた書類を電子化しました！！

- 令和3年2月2日付通知により契約書に編綴する書類を変更いたしました。
- 改正により、図面や数量総括表等を電子化することいたしました。

適用工事：既契約工事を含む全工事の当初契約及び設計変更契約

	改正前	改正後
調印部分、契約書本文、契約書追加訂正条項	契約書に編綴	契約書に編綴
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に規定する事項を記載した書面	契約書に編綴	契約書に編綴
技術提案書（VE提案を含む）	契約書に編綴	契約書に編綴
内容説明書、質問に対する回答書	契約書に編綴	電子化可能
示方書、示方書追加訂正条項	契約書に編綴	電子化可能
図面	契約書に編綴	電子化可能
数量総括表	契約書に編綴	電子化可能
見積参考資料、入札時積算数量書	契約書に編綴	電子化可能

鉄道・運輸機構における取組み紹介④

■ 提出書類簡素化のため、工事写真の一部を省略しました！！

○令和3年1月7日付通知により「工事写真管理基準（案）」を一部改正いたしました。

○改正により、工事写真の一部を省略することといたしました。

適用工事：既契約工事を含む全工事

【主な変更点】

	改正前	改正後	備考
品質管理写真	公的機関及びこれに準ずる機関で実施された品質証明書等を整備保管した場合は、 省略することができる	公的機関及びこれに準ずる機関で実施された品質証明書等を整備保管した場合は、 省略する	
出来形管理写真 (完成後測定可能な部分)	全数撮影	完成後測定可能な部分は、 構造物の部材毎に1回撮影 その他は省略する	土木工事、 軌道工事が対象
出来形管理写真 (立会時の写真)	全数撮影	監督員、その指定する職員、技術員が 立会して確認した箇所は省略する	土木工事、 軌道工事が対象
立会状況写真	全数撮影	省略する	土木工事、 軌道工事が対象

鉄道・運輸機構における取組み紹介⑤

■ 業務簡素化のため、「設計変更協議打合せ簿」を電子化しました！！

○令和3年8月25日付通知により「**情報共有システム活用ガイドライン（案）**」を**一部改正**いたしました。

○改正により、以下について変更いたしました。

適用工事：既契約工事を含む**全工事**（情報共有システム利用中の工事）

【主な変更点】

	改正前	改正後	効果
工事打合せ簿における「協議」	使用を制限	使用可能 (設計変更協議打合せ簿にも使用可能)	設計変更協議打合せ簿の 電子化
ワンデーレスポンス支援機能	使用を制限	使用可能	受発注者間の コミュニケーション向上
電子検査	原則実施	実施	電子検査の 確実な実施
紙出力	紙に出力しなくても 良いもの とする	紙に出力 しないもの とする	紙出力削減の徹底

適用工事：既契約工事を含む**全工事**（情報共有システム利用中の工事）

■ ICT活用工事（土工）及びBIM/CIM活用工事の仕組みを導入しました！！

○令和3年12月23日付通達により

「ICT活用工事（土工）」及び「BIM/CIM活用工事」について国交省と同様に取り組むことといたしました。

○当初発注工事については、**令和4年度以降発注のものから発注者指定として適用**していきます。

○**既契約工事についても設定が可能**となりますので、希望される場合は監督員へご相談ください。

区分	概要	発注方式	費用負担
ICT活用工事 (土工)	<ul style="list-style-type: none"> ・3次元起工測量 ・3次元設計データ作成 ・ICT建設機械による施工 ・3次元出来形管理等の施工管理 ・3次元データの納品 全て又は部分的にICT技術を活用	発注者指定型	発注者負担
		施工者希望型 (既契約工事も適用可能)	発注者負担
BIM/CIM 活用工事	課題解決及び業務効率化を図るため、施工プロセスの各段階においてBIM/CIMを活用	発注者指定型	発注者負担
		受注者希望型 (既契約工事も適用可能)	発注者負担

■『設計変更協議打合せ簿』の作成・運用徹底を再周知しました！！

○令和2年12月24日付「『設計変更協議打合せ簿』作成、運用の徹底について（事務連絡）」および

「工事請負契約設計変更ガイドライン」に以下を明記いたしました。

- ・設計変更ガイドラインは契約図書であることを明記した。
- ・設計変更ガイドラインの設計変更手続きの基本フローに受発注者協議の流れを追加した。
⇒設計変更協議打合せ簿の作成及び運用の徹底を明示した。
- ・受発注者間の事前協議を実施する場合の機構要領にない工種の「歩掛」の提示方法を明記した。
⇒「①協会要領」、「②専門業者等（受注者も含む）から徴取した見積書」から査定などがある。
⇒積算で使用している歩掛を「見積参考資料」に掲載することを可能とした。

■「施工条件明示チェックリスト」を策定しました！！

○施工条件明示を徹底し、設計変更等の円滑な施行に資することを目的に「令和4年3月22日付「土木工事における施工条件明示の手引きについて（通知）」により、「**施工条件明示チェックリスト**」を策定しました。

◆これまで・・・

施工条件明示については、これまでも適切に努めてきたところであるが、

工事によっては、発注図書に明示された**条件の不足、条件の不明瞭**があった。

⇒工事の円滑な執行が図られないケースが見受けられた。

◆これから・・・

施工条件明示チェックリストを活用することにより、**適切な施工条件明示**を図ることができる。

⇒工事の円滑な執行が期待される。

■ 橋面工の設計図書の取扱い方を明文化しました！！

○令和3年3月29日付「橋面工の設計図書の取扱いについて（事務連絡）」により 橋面工に関する

図面等は機構が当初契約時に整備しておくべきものとして明記いたしました。

◆これまで・・・

標準設計成果をもとに、当初契約時に設計図書として標準図を添付していた。

⇒工事の進捗に伴い、受注者の協力を得ながら各工区で個別に追加の図面等を作成していた。

◆これから・・・

標準設計成果をもとに、役務契約により各工区の個別の橋面工図面等を作成し、当初契約時に設計図書に

添付することを基本とする。

⇒やむを得ずに工事受注者に作成依頼し契約する場合は、**設計業務等の作業実態に即した適正な価格**

（諸経費・歩掛） によることとする。

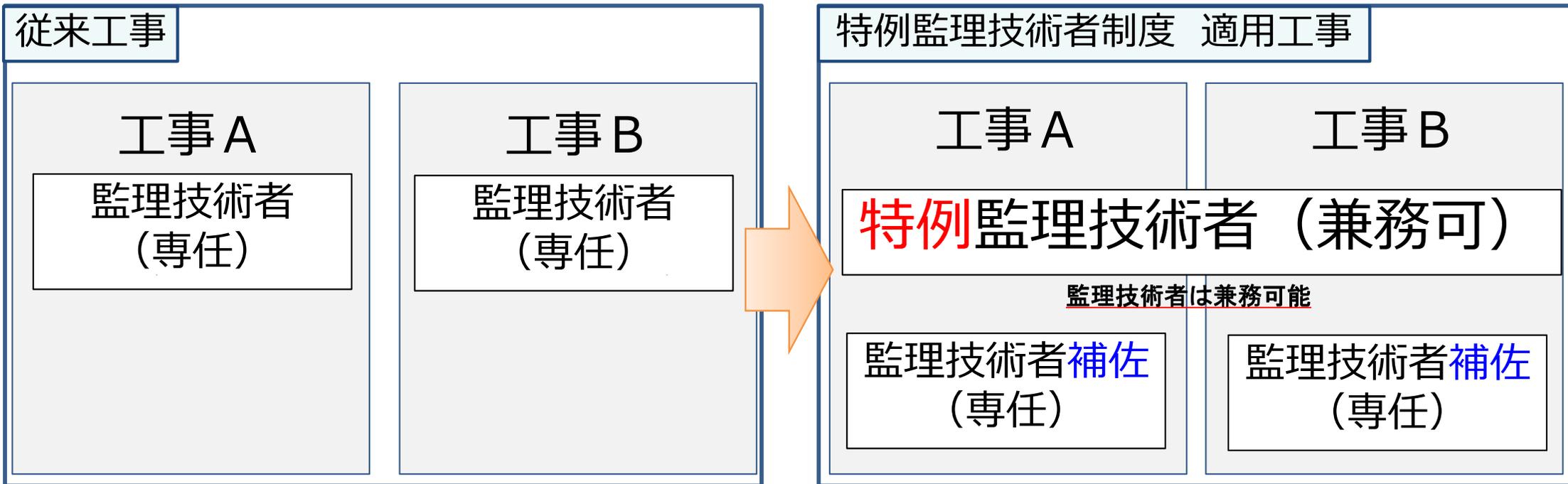
※橋面工：防音壁・地覆、支線基礎、ダクト、路盤鉄筋コンクリート、突起コンクリート、接合工（水止めコンクリート）

■ 特例監理技術者制度を導入しました！！

○令和3年12月3日付通達により

「建設業法第26条3項のただし書きの規定適用を受ける監理技術者及び補佐」を導入いたしました。

○通達制定により、適用工事においては監理技術者を補佐する監理技術者補佐を配置することで、
監理技術者の兼務が可能となります。（以下、イメージ）



適用工事：予定価格及び技術的難易度が一定程度以下の工事

■ 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）を導入しました！

○令和4年1月7日付「総価契約単価合意方式の実施について（通達）」により

包括的単価個別合意方式を導入いたしました。

○改正により、以下について変更いたしました。

- ・変更時において、**合意単価が変更されない**ように改定。
- ・単価合意の際の**請負代金比率は、単価合意書記載の単価以外を用いる項目を対象**とするように改定。

○適用工事：令和4年4月1日以降に契約締結する全工事

【主な変更点】

	設計変更	従来方式（単価包括合意方式）		新方式（包括的単価個別合意方式）	
		合意単価	合意単価	合意単価	合意単価
予定価格 100	A	当初契約時 90	変更時 92	当初契約時 90	変更時 90
予定価格 100	B				
予定価格 100	C（出来形部分） 支払済	当初契約時 90	変更時 92	当初契約時 90	変更時 90
予定価格 100	D（新規追加）	当初契約時 0	変更時 92	当初契約時 0	変更時 98

POINT 3
 合意単価を変更しない

POINT 1
 全体工事費の落札率が改めて適用される

POINT 2
 合意項目以外のみ請負代金比率の対象